

## 1. 件名

IoT 社会に対応したサイバー・フィジカル・セキュリティに係る海外動向調査

## 2. 目的

「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)第2期/IoT 社会に対応したサイバー・フィジカル・セキュリティ」(以下「本プロジェクト」という。)においては、セキュアな Society5.0 の実現に向け、様々な IoT 機器を守り、社会全体の安全・安心を確立するため、IoT システム・サービス及び中小企業を含む大規模サプライチェーン全体を守ることに活用できる『サイバー・フィジカル・セキュリティ対策基盤』の開発と実証に取り組んでいる。

本調査事業では、米国・欧州等における IoT セキュリティ、サプライチェーンセキュリティに関する制度やガイドライン等の標準化動向、技術政策の在り方や業界の最新技術動向を調査・分析することによって、本プロジェクトの国際連携を推進すること、海外のステークホルダーとの連携に関する活動案をまとめることを目的とする。また、本プロジェクトで開発する技術の国際的な目標水準の妥当性について調査・分析することを目的とする。

## 3. 内容

以下の(1)～(7)について実施すること。各調査内容を本プロジェクトが進める「海外動向調査ワーキンググループ(WG)」にて提案し、WG 内での議論の結果を踏まえて改善すること。議論の過程で要請された事項に関する調査をレポートとして提出し、効果的な議論を行えるようにすること。改善・調査の実施にあたっては、適時本プロジェクトのプログラムディレクター/サブプログラムディレクターと NEDO に相談の上行うこと。

### (1) 海外における制度、標準、規制、技術などの動向に関する調査

米国・欧州等において公的機関等が進める IoT セキュリティとサプライチェーンセキュリティ技術の標準化や制度に関する最新の動向調査を、対象関連機関の有識者へのヒアリング及び文献調査等により実施すること。

### (2) 海外における制度や標準のとりまとめプロセスに関する調査

上記(1)の動向調査と並行し、IoT セキュリティとサプライチェーンセキュリティに関する公的機関などが関連する産業や他の公的機関(他国含む)と、どのように連携・協議して制度や標準を取りまとめようとしているかについて動向調査を行うこと。

### (3) 海外における技術開発プロジェクト等における技術目標に関する調査

海外の IoT セキュリティ技術とサプライチェーンセキュリティ技術に関連する技術開発プロジェクト等を対象に、それらのプロジェクトの達成目標レベルについて、関連機関の有識者へのヒアリング及び文献調査等により調査すること。

### (4) 国際的な目標水準の妥当性評価

本プロジェクト内で推進する実証評価ワーキンググループ(以下、WG)において、本プロジェクトで策定した国際的な目標水準の妥当性について、上記(3)で得た調査結果に照らし、分析・評価を行う

こと。上記（１）および（２）で得た調査結果についても適宜参照すること。

#### （５）調査結果の分析と取りまとめ

上記（１）（２）の調査を通して、本プロジェクトに係る制度や標準等の検討の進め方に関する課題を抽出し、（１）（２）の調査結果と併せて取りまとめ、結果の分析から海外のステークホルダーとの連携に関する活動案をまとめること。

また、上記（３）（４）において調査・分析した結果から、国際的な目標水準に新たに盛り込むべき事項をとりまとめ、提言すること。

また、PDが現地で（１）～（４）に関する調査を行う場合は、その準備や現地での活動をサポートすること。

#### （６）WG 運営業務

海外動向調査WGの開催、日程調整、議事録の作成など、WGの事務局及び運営全般を行うこと。また、運営に係る費用全般の支払いを行うこと。

また、WGに関連する資料の立案・作成を、本プロジェクトのプログラムディレクター・NEDO及び本プロジェクト関係者と協議の上行うこと。資料作成にあたっては、本プロジェクトについての知見の有無にかかわらず多くの方に理解できるよう努めること。

#### （７）その他

NEDOからの要請があった場合は、協議の上、可能な限り反映すること。当該調査の実施により知り得た知見・個人情報、当該調査のためだけに利用することとし、調査終了後は速やかに情報を破棄すること。

### 4. 調査期間

NEDOが指定する日から2022年3月18日（金）まで

### 5. 報告書

提出期限：調査報告書 2022年3月18日（金）

提出方法：NEDOプロジェクトマネジメントシステムによる提出

記載内容：「成果報告書・中間年報の電子ファイル提出の手引き」に従って、作成の上、提出のこと。

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

### 6. 報告会等の開催

委託期間中又は委託期間終了後に、成果報告会における報告を依頼することがある。

以上